

## おわりに

本年4月から、児童虐待の防止を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権停止制度の創設、児童相談所長の親権代行規定や児童福祉施設の長による入所中の児童等に対する監護措置の規定の整備等を行った「民法等の一部を改正する法律」が施行された。

今後の虐待対応においては、虐待を受けた子どもの最善の利益を図るために、これらの制度が積極的に活用されることが望まれるところであるが、順次整備が進んできた強制的な介入以前に、保健機関や医療機関との連携による虐待のリスクが高いと思われる家庭を早期から把握し、継続的に支援することにより、虐待の発生や深刻化を予防することも重要である。

本報告の対象事例の中にも、このような取組が適切になされていれば虐待死には至らなかったと思われる事例が数多く存在している。

今後は、養育に不安を持つ家庭が虐待に至らないようにする、このような予防的視点からの支援に重点を置き、取組を強化することが望まれる。

また、本報告における死亡事例の検証では、関係機関の対応について改善すべき点の指摘が数多くあるが、実際の現場では、多くの関係者が、虐待を受けた子どもを助けるとともに虐待に至らないように親を支援する一念で日々懸命に努力しているにもかかわらず、虐待死という最悪の結果に至った事例が存在しているのが現実である。

本報告では、そのような中でなぜ死亡事例が発生するのか、その背景も含めて分析し、改善策を提言しているので、虐待対応に関係する方々には、本報告の内容を照らして日常の対応からこぼれ落ちている視点がないか、他の機関や関係者と更に連携すべき点はないかなど、今一度、自らの対応を振り返っていただきたい。

最後に、日々、児童虐待防止対策に当たる現場の関係者の方々に敬意を表するとともに、本報告が一人でも多くの子どもを児童虐待から守ることに資することを望んでやまない。

## 子ども虐待による死亡事例等を防ぐために これまでの報告にみられたリスクとして留意すべきポイント

### 養育者の側面

- 妊娠の届出が遅い
- 妊娠の届出がなされておらず、母子健康手帳が未発行である
- 中絶を希望している
- 医師、助産師の立会いなく自宅等で出産した
- 妊婦健康診査が未受診である又は受診回数が極端に少ない
- 関係機関からの連絡を拒否している（途中から関係が変化した場合も含む）
- 乳幼児健康診査が未受診である（途中から受診しなくなった場合も含む）
- 精神疾患や強い抑うつ状態がある
- 子どもの発達等に関する強い不安や悩みを抱えている
- 子どもを保護してほしい等、養育者が自ら相談してくる
- 虐待が疑われるにもかかわらず養育者が虐待を否定
- 訪問等をして子どもに会わせない
- 過去に自殺企図がある
- 多胎児を含む複数人の子どもがいる

### 子どもの側面

- 子どもの身体、特に、顔や首、頭等に外傷が認められる
- 子どもが保育所等に来なくなった
- 施設等への入退所を繰り返している
- きょうだいに虐待があった

### 生活環境等の側面

- 児童委員、近隣住民等から様子が気にかかる旨の情報提供がある
- 生活上に何らかの困難を抱えている
- 転居を繰り返している
- 孤立している

### 援助過程の側面

- 単独の機関や担当者のみで対応している
- 関係機関の役割、進行管理する機関が明確でない又は適切でない
- 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）が適切に開催されていない又は進行管理ができていない

※子どもが低年齢である場合や離婚等による一人親の場合であって、上記ポイントに該当するときには、特に注意して対応する必要がある。

## 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会

### ○委員名簿（第8次報告）

磯谷 文明	くれたけ法律事務所弁護士
上野 昌江	大阪府立大学看護学部教授
水主川 純	独立行政法人国立国際医療研究センター産婦人科医師
笠原 麻里	医療法人財団青溪会駒木野病院児童精神科診療部長
加藤 曜子	流通科学大学サービス産業学部教授
川崎 二三彦	子どもの虹情報研修センター研究部長
◎ 才村 純	関西学院大学人間福祉学部教授
宮島 清	日本社会事業大学専門職大学院准教授
宮本 信也	筑波大学大学院人間総合科学研究科教授

### ◎ 委員長

(50音順)

(平成23年7月25日時点)

### ○委員会開催経過

- ・第39回 平成23年7月25日
- ・第40回 平成23年12月13日
- ・第41回 平成24年2月20日
- ・第42回 平成24年3月5日
- ・第43回 平成24年5月14日
- ・第44回 平成24年6月11日
- ・第45回 平成24年7月2日

### ○現地調査経過

- ・平成23年11月21日
- ・平成23年12月20日
- ・平成23年12月22日
- ・平成23年12月26日
- ・平成24年1月30日

